

わが子のために使える権利

ママとパパの子育てカレンダー

「子どもとともに健康で安心して働きたい」という願いで、長い年月をかけて獲得してきた様々な権利です。これまで組合運動の努力と希望が込められています。権利行使も運動の一つです。働く者の誇りと勇気を胸に権利を積極的に行使しましょう。

福井県教職員組合

	権利名 (特休) …有給	条件	妊 娠 (※1月=28日)										出 産												小学生	中学生	備 考							
			1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月					12月		1歳~	2歳~	3歳~	4歳~	5歳~
			週	日	週	日	週	日	週	日	週	日	週	日	週	日	週	日	週	日	週	日	週	日				週	日	週	日	週	日	週
女性	通院休暇 (特休)	保健指導、健康診査を受ける場合	4週間につき1回				2週間につき1回				1週間につき1回				1回														<ul style="list-style-type: none"> 出産予定日証明書等が必要 1回につきその都度必要と認める期間 医師等の特別な指示があった時は、その旨の書類が必要 					
	妊娠障害休暇 (特休)	つわり等で勤務することが著しく困難な場合	7日以内(日単位)																								<ul style="list-style-type: none"> 出産予定日証明書添付 つわり等とは、妊娠悪阻、妊娠中毒症、切迫流産など 著しく困難な場合の認定は校長が行い、請求があった場合は、原則として特別な証明書がない時も認定する。 							
	通勤緩和措置 (特休)	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母または胎児の健康保持に影響がある場合	勤務の始めまたは終わりにつき、1日1時間を越えない範囲(1日あたり30分以内×2可)																								<ul style="list-style-type: none"> 出産予定日証明書等添付 医師の指導事項を証明する書類(母子手帳可)が必要 							
	妊娠中の労働軽減	母子の健康を維持するため業務を軽減	業務の軽減を請求できる																								<ul style="list-style-type: none"> 各所属長が対応する 							
	中学校女子体育教員補助非常勤講師制度	中学校体育専門教諭											補助教員を配置																<ul style="list-style-type: none"> 産前休に入る前の4週間、T T形式で授業補助 校長が各地教委に申請 出産予定証明書が必要 					
	産前産後休暇 (特休)	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定の場合及び産後8週間を経過しない場合					産前8週				産後8週																		<ul style="list-style-type: none"> その都度必要と認める期間 出産予定日証明書等添付 産日は産前。翌日から産後休暇 出産の範囲は、妊娠85日以上の早産、流産、死産の場合も適用 代替者には、引き継ぎ日が保障される(産前の前1日) 					
女性 & 男性	育児休業	子どもの育児のための休業											育児休業(女性)				育児休業(男性)										<ul style="list-style-type: none"> 両親で同時に行使用可 配偶者が無職でも行使用可 期間内は1回の延長可 特別な事情の場合再度延長可(配偶者の入院や配偶者との別居等) 育休中に産前休暇に入った時点で、育休は終了 子が1歳になるまでは、育児休業手当金受給(特別な事情のある時に限り1歳6カ月まで延長) 							
	育児短時間勤務制度	小学校就学前の子の養育											行使は以下の4つのパターン ① 3時間55分×5日 ② 4時間55分×5日 ③ 7時間45分×3日 ④ 7時間45分×2日+3時間55分×1日														<ul style="list-style-type: none"> 代替教職員が配置される 俸給は、勤務時間数に応じた額 1カ月以上、1年以下の期間とし、期間の延長を請求することができる。 							
	育児時間 (特休)	生後満1年に達しない子を育てる場合											1日2回それぞれ30分(満1歳まで)														<ul style="list-style-type: none"> 60分1回も可 男性は、出産の翌日から可。母親と合わせて1時間 ただし男性は、母親が育児休業等、常態として養育することができる場合は、取得できない。 							
	部分休業	育児のため、勤務時間の一部について勤務しない制度											1日2時間以内(30分単位) ※育児時間(60分)+部分休業				1日2時間以内(30分単位)										<ul style="list-style-type: none"> 1日2時間以内で30分単位 子が1歳までは育児時間との併用が可能 							
	子の看護休暇 (特休)	中学校就学始期までの子の病気やけがの看護、通院健康診査、予防接種、就学時健康診断、機能回復訓練の付き添い											年(1月~12月)に5日以内 (中学校就学始期までの子が2人以上の場合10日以内)														<ul style="list-style-type: none"> 「中学校就学の始期に達するまで」とは満12歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。 時間単位の取得可 繰り越し不可 							
男性	育児参加休暇 (特休)	妻の産前産後の期間に出産にかかる子、または上の子(小学校就学前)を養育する場合	※小学校就学前の子がいる場合				5日以内				※小学校就学前の子がいない場合				5日以内														<ul style="list-style-type: none"> 出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間)前の日当該出産の日後8週間を経過する日までの期間 出産予定日証明書等添付。 					
	配偶者出産休暇 (特休)	職員の妻(事実婚も含む)の出産に伴い、入院の付き添い等を行う場合											2日以内														<ul style="list-style-type: none"> 入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間に2日以内(日、時間単位)で取得できる。 出産予定日証明書等添付 							